



宮 崎 県 公 報

平成25年3月18日(月曜日)号外 第10号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

条 例	頁
○宮崎県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例…………… (障害福祉課) 1	

本号で公布された条例のあらまし

- ◎ 宮崎県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例 (条例第3号)
 - 1 改正の理由及び主な内容
自殺対策の一層の強化を図るため、宮崎県地域自殺対策緊急強化基金の設置期間を延長するための改正を行うこととしました。
 - 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。

条 例

宮崎県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成25年3月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第3号

宮崎県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

宮崎県地域自殺対策緊急強化基金条例 (平成21年宮崎県条例第32号) の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則 2 この条例は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。	附 則 2 この条例は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。